

平成
30年

じん けん しゅう かん き ねん ぎょう じ 人権週間記念行事

こう えん えい が かい 講演と映画の会

12月15日【土】 14:30～(開場14:00)

こう えん ゆめ きずな 講演「夢と絆」



14:30～(90分)

はす いけ かおる
講師:蓮池 薫さん

新潟産業大学経済学部准教授
拉致被害者

中央大学法学部3年在学中に拉致され、24年間、北朝鮮での生活を余儀なくされる。帰国後、新潟産業大学で嘱託職員・非常勤講師として勤務するかたわら、2005年4月に中央大学に復学。現在は、拉致問題解決のため、全国各地で講演活動を活発に行っている。

※手話通訳・要約筆記あり

じん けん けい はつ えい が さ 人権啓発映画「あした 咲く」



16:15～(36分)

生き方の異なる姉妹がそれぞれの立場ゆえの悩みや葛藤を抱えながら、家族との対立・対話、地域の人々とのふれあいを通して、さまざまな視点や価値観があることに気づいていく。

※日本語字幕あり・日本語音声ガイド付き

(公財)兵庫県人権啓発協会
発行資料より転載

す てき えい が かい ちょっと素敵な映画会

12月16日【日】 ※第1部と第2部は入れ替え制

だい ぶ 第1部 10:00～(開場9:30)

えい が ねん ご はな よめ き せき じつ わ 映画「8年越しの花嫁 奇跡の実話」



10:00～(119分)

原因不明の病気により記憶障害に陥った婚約者を8年間にわたり支え続けた男性の軌跡を描いた実話をもとにした物語。

出演/佐藤健 土屋太鳳

※日本語字幕あり・日本語音声ガイド付き

だい ぶ 第2部 13:15～(開場13:00)

たい かい せん ちゅう がく せい じん けん ぶん ぶん かい ちゅう けん たい かい ひょう しょう 式 朗 読 発 表 会 第38回全国中学生人権作文コンテスト愛知県大会 表彰式・朗読発表会

13:15～(75分) ※手話通訳・要約筆記あり

えい が きみ たい よう 映画「ワンダー 君は太陽」



14:45～(113分)

遺伝子の疾患により、人とは異なる顔で生まれた少年が、幾度もくじけそうになりながらも、差別やいじめに負けず、周りの人々の心を変えていく。

出演/ジュリア・ロバーツ オーウェン・ウィルソン
ジェイコブ・トレンブレイ

※日本語字幕あり・日本語吹替え

©Motion Picture Artwork
©2018 Lions Gate Entertainment Inc.
All Rights Reserved.

ご参加にあたり、配慮が必要な場合は、事前にお申し出くださいますようお願いいたします。

費用 **無料** 定員 **750** 人
各回 (申込不要・当日先着順)
満員の場合は入場をお断りします。

託児 要予約。対象は生後6カ月～未就学児。
各回先着10人。同伴の保護者は2人まで。
12/2～9に電話かFAXで下記問合せ先へ。

会場 **鯨城ホール**

住所 中区栄一丁目23-13
伏見ライブプラザ5階

アクセス 地下鉄「伏見駅」
6番出口より南へ350m

★駐輪場・駐車場はございません。公共交通機関をご利用ください。
★館内での飲食はご遠慮ください。★時間や内容は予告なく変更になる場合があります。

伏見ライブプラザ
5階 鯨城ホール
12階 なごや人権啓発センター
ソレイユプラザなごや



問合せ



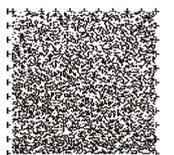
なごや人権啓発センター
ソレイユプラザなごや

☎052-684-7017 / FAX052-684-7018
E-mail a6847017@shiminkeizai.city.nagoya.lg.jp
U R L http://www.jinken.city.nagoya.jp/

休館日：月曜日(休日の場合はその直後の平日) 開館時間：午前9時～午後5時

主催 名古屋市・名古屋市教育委員会・愛知人権啓発活動ネットワーク協議会

後援 名古屋市区政協力委員議長協議会・名古屋市民生委員児童委員連盟・名古屋市保健環境委員会・名古屋市立小中学校PTA協議会・
名古屋地域女性団体連絡協議会・名古屋子ども会連合会・名古屋市老人クラブ連合会・名古屋市障害者団体連絡会 (順不同)



このチラシには、音声コードが印刷されています。専用の読み上げ装置で読み取ると、音声で聞くことができます。

12月4日(火)～10日(月)は人権週間です

1948年12月10日に、世界中の全ての人々が自由・平等に生きていく権利を宣言した、「世界人権宣言」が採択されました。わが国では、「世界人権宣言」採択を記念して、12月10日を最終日とする一週間を「人権週間」と定めています。

人権とは、わたしたち一人ひとりが幸せに人間らしく生きて行くために、生まれながらにもっている基本的な権利です。この機会に、人権について考えてみませんか？

「『人間性豊かなまち・名古屋』をめざして」の 市長宣言から20周年です

名古屋市では、平成10年5月に世界人権宣言採択50周年にのぞみ、市民の皆さまとともに、人権が尊重され差別や偏見がない地域社会の実現をめざして、下記のとおり「『人間性豊かなまち・名古屋』をめざして」の市長宣言を行いました。

本年は、その宣言を行ってから20周年です。名古屋市はこれからも人権が尊重される社会の実現に向けて努力をしつづけてまいります。

公 告

「『人間性豊かなまち・名古屋』をめざして」を次のように宣言する。

平成10年5月1日

名古屋市長

「人間性豊かなまち・名古屋」をめざして ～世界人権宣言採択50周年にのぞみ～

基本的人権の尊重は、日本国憲法の基本理念であり、名古屋市においても、まちづくりの基本理念に人間性の尊重を掲げ、これまで多様な施策を行ってきました。しかしながら、人権については未だ多くの議論がなされ、時代とともに新たな課題も生じています。

本年は、国連総会で世界人権宣言が採択されて50周年の節目にあたります。

人権の世紀とも言うべき21世紀を間近にひかえ、一人ひとりの人権に対する意識をより一層高めることが求められています。

世界人権宣言は「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」とうたっています。このことを改めて確認し、名古屋市基本構想に掲げる「人間性豊かなまち」をめざして、市民とともに、人権が尊重され差別や偏見がない地域社会の実現に、たゆむことなく努力をつづけていくことをここに宣言します。

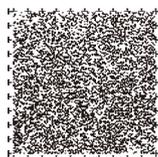
差別の解消に向け、平成28年に様々な法律ができました

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」 平成28年4月1日施行

「不当な差別的取扱いの禁止」と「合理的配慮の提供」を求め、障害のある人への差別をなくすことで、障害のある人もない人も、互いに、その人らしさを認め合いながら、共に生きる社会をつくることをめざしています。

「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」 平成28年6月3日施行

このチラシには、音声コードが印刷されています。専用の読み上げ装置で読み取ると、音声で聞くことができます。



不当な差別的言動は許されないことを宣言し、人権教育と人権啓発などを通じて、本邦外出身者を地域社会から排除することを扇動する不当な差別的言動の解消に向けた取組を推進することとしています。

「部落差別の解消の推進に関する法律」 平成28年12月16日施行

現在も部落差別が存在し、部落差別は許されないものであるとの認識のもとに、この差別の解消を推進し、部落差別のない社会を実現することを目的としています。